

徳島地方・家庭裁判所委員会（第11回）議事概要

1 開催日時

平成21年3月25日（木）午後2時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 地裁委員

植田和俊委員，織田武士委員，川辺善子委員，黒野功久委員，中西一宏委員，八木正一委員【委員長】，山本喜代子委員，和田 眞委員

(2) 家裁委員

石元康仁委員，井上律子委員，太田善康委員，大塚幸雄委員，（織田武士委員），加渡いづみ委員，森田陽子委員，（八木正一委員【委員長】）

4 議事

(1) 開式

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 委員長の選任

八木委員を選任

(5) テーマ

「犯罪被害者保護に関する諸制度について」

(6) 意見交換等

5 記載のとおり

(7) 次回開催期日，テーマ等

おって決定

(8) 所長あいさつ

(9) 閉式

5 意見交換等について（○：委員，□説明者）

要旨

(1) 刑事手続における被害者のための制度及び少年犯罪によって被害を受けた被害者のための制度について説明

(2) 少年審判廷及びラウンド法廷等を見学

(3) 意見交換

○： いろいろな法整備の話聞いたが、法律の整備だけでは十分でなく、地域住民や国民の支援、協力がどこまで得られるかが重要である。両者は車の両輪のようにバランス良く、同時に進めていかなければならないものである。だれもが犯罪被害に遭う可能性があるが、犯罪被害者に対して偏見や誤解があったりして、社会の中で孤立したり、第2次、第3次の被害を受けることもある。法整備だけでなく、地域でどのように受け入れていくのかということも検討していかなければならない。

○： 地域のサポートということで、被害者支援センターというところがあると思うが、徳島では

どうなっているのか。

- ： 現在設立作業中で、4月には立ち上がる予定である。
- ： 今日、説明を受けて「法テラス」、「犯罪被害者の損害賠償請求の刑事手続」を初めて知った。
- ： 法テラスは新聞では、国民の7割が知らないという記事がでていたが、その7割の人はあまり必要性がないということではないかと思う。必要がある人は、裁判所や弁護士会等に問い合わせをして弁護士の紹介を受けているものと思う。弁護士の相談は1ヶ月先、2ヶ月先まで予定が埋まっている状態である。これ以上増えると法テラス専用の弁護士が必要となる。
- ： 「法テラス」については全く知らなかった。こういうものができたのであれば、これまで泣き寝入りしていた人も弁護士等を利用でき、いい法律ができたと思う。
- ： 「法テラス」の知名度も低い、「精神保健福祉センター」についても国民の10パーセント程度しか知られていない。そこは精神相談をやっているところで、PTSDまでひどくなくてもメンタル的な支援を行っている。
- ： 今日説明を受けたことは知らないことがほとんどであった。いざこういうときには、法で守られている、困ったときには国がサポートしてくれるということが分かれば心が安らぐのに、こういうことが国民一般に知られていないことが残念だ。
- ： 私も「法テラス」は全く知らなかった。犯罪被害者は苦悩していると思うので、メンタル的なサポートができればいいなと思っていたところ、精神保健福祉センターではカウンセリングができるということなので、両者がタイアップしていけばいいと思う。法的な整備も必要だが、メンタル的な支援も必要である。
- ： 消費者情報センターについても知らない人が多いが、PRをどうすればいいか悩んでしまう。先ほど、証人の「遮へい」というものを見せてもらったが、テレビのニュースで、遮へいされていた証人が加害者に怒鳴られたというのを見たが、いくら遮へいされていても怖いと感じた。
- ： それは刑事事件の証人尋問であったが、怒鳴った被告人はすぐ逮捕された。
- ： 付き添い、遮へい、ビデオリンク等を見せてもらったが、犯罪被害者、特に性犯罪の被害者はただでさえ裁判所には行きたくないと思っているだろうから、こういうことさえこれまではできていなかったのかという率直な感じを受けた。こういう措置がとられる前はどうかであったのか。
- ： 「遮へい」の施行前までは、所在尋問といって、被告人のいないところで尋問していたということはあった。
- ： 「遮へい」は見せてもらったが、被告人との距離が非常に近く、被害者としては何か言いたいけれども今の設備だけでは怖くて行けないという不十分なところもあり、これからも法整備がされていかなければならないと感じた。
- ： 法廷から被告人をはずすと、被告人が証言を聞けないということになり、「遮へい」は、被害者の保護と被告人の権利とのバランスを考慮した措置であろうと思う。
- ： 報道面でもこれまで加害者保護という論調であったが、犯罪被害者、特に亡くなった被害者は発言できないことから、今日改めて被害者保護の必要性を感じた。
- ： 社会に出る学生に対して、特に法学部以外の学生に、いろんな法制度があることを理解させるため、易しく理解しやすい教材となる資料があればいいと思った。目で見て、聞いて、体験できる五感すべてで分かるというものが欲しい。
- ： 犯罪被害者参加制度については裁判員裁判と同じくらい重要である。徳島は現時点では1例

もないが、犯罪被害者というのは、犯罪の発生と同時に発生しているわけであり、捜査機関としては、被害者の状態を瞬時に把握し、被害者の対応に当たっていくという方針である。また、被害者の中には、過度な要求をする被害者もいるが、そこに至るまでの間に警察、検察庁がどういう対応をしてきたのかを振り返り、被害者が何を望んでいるのかを真摯に考えなければならない。しかし、検察の立場は被害者の代理人ではなく公益の代表者であるため、被害者だけの言うことだけを聞くわけにはいかず、加害者の状態も考えることも必要である。遮へい措置をとっていたにも関わらず、法廷で証人を脅すような発言をした被告人には厳正に対処することになっている。また、広報に関しては、裁判員裁判のほか、犯罪の低年齢化に伴い、学生に対する法の意義を教示する法教育の機会にも力を入れていく。

- ： 被害者支援については、警察、検察が力を入れていることと思うが、被害者支援について弁護士が役割を果たすとすれば、被告人の代理人という立場だけでなく、被害者の代理人としての立場で考えなければならない。被害者が裁判で冷静に意見を陳述するということが大変な作業であるため、相当のサポートが必要であり、精神保健センターや警察、検察庁とも協力していけると思う。
- ： 少年審判廷は狭いと感じた。どうしてあんなに狭いのか。
- ： 徳島の裁判所の庁舎は古いため狭いが、庁舎が新しくなるときにはもう少し広くなると思う。
- ： また、刑事はある程度セレモニー的なところがあって、広い部屋で厳格にやるという面があるが、少年の場合、少年法にも懇切を旨としてなごやかにという趣旨があり、離れていたり、壇上などに裁判官がいるということでは、少年も心を開かないからという理由もある。そういう意味では、むしろ少年との距離が近い方が望ましい。
- ： 法制度を教えるということも大事であるが、その前に、モラルやルールを教え犯罪を起こさないようにするには、どうやって教えていけばいいか、日本の教育をどうするのか悩む。
- ： 法制度について教えるだけでなく、その根本のモラル等を教える教材がほしい。
- ： 家庭裁判所では、調査官を通じて、犯罪を犯した少年に被害者のことを考えさせる試みを行っている。
- ： 検察庁では、女性が犯罪被害者の場合、取り調べはできるだけ女性検事、女性事務官を当て、被害者が心を落ち着けて話ができるような取り組みを行っている。また、女性の犯罪被害者サポートチームとして法廷に女性職員が同行し、隣に座っているという配慮をしている。それだけでも被害者は心が落ち着くと言われている。先ほどの説明で、家庭裁判所の場合、調査官が被害者の調査をするということであったが、女性の被害者についてはどの程度配慮しているのか、女性調査官はどの程度いるのか割合的なことを教えていただきたい。
- ： 女性が被害者の場合でも原則として調査官の性別は特に考慮しないが、配慮が必要な場合には、男女ペアの共同調査や女性調査官を当てるということもある。調査官の男女比率は、当庁の場合、ほぼ半数であるが、ここ十数年、採用される家裁調査官は女性の方が多い。